

※ 回答書の記入に当たって必ずお読み下さい。

平成 23 年 1 月 17 日

平成 23 年 4 月 25 日(事業譲渡予定日)以降に
満期日が到来する定期預金をお持ちのお客様へ

日本振興銀行株式会社
株式会社第二日本承継銀行

1. はじめに

日本振興銀行株式会社(以下「振興銀行」といいます。)は、昨年 9 月 10 日の経営破綻を経て、現在、金融整理管財人のもとで民事再生手続を用いた事業再生に努めているところです。預金者の皆様には、多大なるご迷惑やご心配をおかけしておりますことを、改めてお詫びいたします。

振興銀行は、受皿金融機関に事業の一部を譲渡する予定ですが、平成 23 年 4 月 25 日(予定;以下同じ。)までに最終的な受皿金融機関への事業譲渡を行うことができない場合には、暫定的な措置として同日に株式会社第二日本承継銀行(以下「承継銀行」といいます。)への事業譲渡を行う予定です(注)。この場合、同封の回答書に記載のお客様の定期預金につきましても、承継銀行が同日をもって振興銀行から引き継ぐことを予定しておりますが、そのためには平成 23 年 4 月 25 日以降の利率の変更も含めて承諾していただく必要があります。つきましては、以下の説明をお読みいただき、同封の回答書に必要事項をご記入の上、平成 23 年 4 月 8 日(金)(消印有効)までに同封の封筒で返送していただきますようお願い申し上げます。

(注) 事業を譲り受けた承継銀行は、遅くとも平成 25 年 9 月 10 日までに最終的な受皿金融機関への事業の全部の譲渡等を行うこととしています。

2. 回答書に記入していただく事項

同封の回答書には、お客様が破綻日以前にお預け入れされ、満期日が平成 23 年 4 月 25 日以降に到来する元本合計 1 千万円までの定期預金(つみたて定期を含みます。以下同じ。)の一覧(平成 22 年 12 月 31 日現在)が記載されていますので、それぞれの預金につき、承継銀行に引き継がれることを承諾されるか、承諾されないかについて選択の上、○印で囲んでください。

(1) 承継銀行に引き継がれることを承諾される預金につきましては、以下の期間等に応じてそれぞれ以下の利率が適用されることについても、承諾される必要があります。

- ①お預け入れ日(自動継続された場合は、直近の自動継続された日。以下同じ。)から平成 23 年 4 月 24 日までの期間: お預け入れ日の約定利率
- ②平成 23 年 4 月 25 日から満期日までの期間: 1 年定期、3 年定期については、平成 23 年 3 月 31 日の都市銀行のそれぞれに対応する期間の定期預金利率のうち一番低い利率。5 年定期、10 年定期については、3 年定期の利率と同率。つみたて定期については、1 年定期の利率と同率。定期預金、インターネット定期預金とも同じ利率を適用。
- ③承継銀行に預金引き継がれた後に中途解約された場合: 承継銀行の定期預金規定第 5 条又はインターネット定期預金規定第 5 条に規定される満期日前解約(中途解約)利率。
(同封の定期預金規定又はインターネット定期預金規定をご参照ください。)

なお、平成22年11月末の都市銀行の定期預金利率のうち一番低い利率は、1年 0.030%、3年 0.040%、
です。実際に適用される利率は、平成23年4月1日にホームページで発表いたします。

(2) 承継銀行に引き継がれることを承諾されない預金（平成23年4月25日以降の利率の変更を承諾されない預金を含みます。以下同じ。）につきましては、1千万円までの預金の元本と破綻日までの利息を保護するという預金保険制度の趣旨に基づき、振興銀行の預金規定記載の満期日前解約（中途解約）の利率を適用するのではなく、お客様から解約のお申込みを受けた上で、お預け入れ日の約定利率を適用して破綻日（平成22年9月10日）までの利息を支払う中途解約（以下「特例中途解約」といいます。）の扱いとさせていただきます。

同封の回答書には、承継銀行に引き継がれることを承諾されない預金がある場合、その預金について特例中途解約を申し込まれることを確認させていただくため、2. 特例中途解約の意思確認欄の「申し込みます」に○印をお付け下さい。

<ご参考> お客様がお受け取りになる利息（別紙の仮設例もご参照ください。）

- ア. 承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾し、満期解約された場合→ 2. (1) ①、②で
ご説明した利率により按分計算された利息をお受け取り。
- イ. 承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾されず特例中途解約された場合→ お預け入れ日
から平成22年9月10日までの期間についてお預け入れ日の約定利率で計算した利息をお受け取り。

3. 記入上のご注意と今後のお手続について

- (1) 回答書の所定欄にご記入日、ご住所、お名前、日中のご連絡先をボールペンで記入し
ていただき、お届け印(複数お持ちの場合でも、どれか1つで結構です。)を押捺の上、
平成23年4月8日（消印有効）までに同封の封筒で返送してください。なお、同日までに回答書を返送していただけなかった場合は、原則として承継銀行に引き継がれることを承諾された預金と同じ扱い（2. (1) 記載）とさせていただきます。
- (2) 承継銀行に引き継がれることを承諾された預金につきましては、平成23年4月25日に承継銀行に引き継がれ、追って承継銀行より明細表をお送りいたします。
- (3) 特例中途解約の申込みをされた預金につきましては、回答書が返送され次第解約手続きを行ったうえ、あらかじめご指定の口座に解約金を振り込ませていただきます。なお、特例中途解約の申込みに当たっては、本人確認資料（運転免許証・パスポート・健康保険証・外国人登録証明書の写し、住民票等のいずれか1つ）を同封ください。
- (4) ご不明な点がございましたら、振興銀行（0120-722-237）までお問い合わせください。なお、本通知は、平成22年12月31日現在の預金データをもとに作成・送付しております。万一行き違いがあった場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

お客様にはお手数をおかけして申し訳ございませんが、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お客さまがお受け取りになる利息額の例(税引前)

元本350万円の定期預金をお預かりした場合を例にお客さまの受取利息額を概算額で試算いたしました。ご参考にしてください。

概算額試算にあたっては、以下の前提で計算・表示していますのでご了解ください。

なお、いずれの場合でも元本(仮設例では350万円)は全額保証されます。

【前提】

- ・利息額計算は概算で計算のうえ100円単位(100円未満切り捨て)で表示していますので、実際の受取額と異なります。
- ・満期時の受取額計算にあたっては、事業譲渡日以降の預入期間に適用される利率は平成22年11月末の都市銀行の3年定期預金利率のうち一番低い利率(0.04%)で試算しています。実際に適用される利率は本年3月31日時点の市場動向によって決定される為、これとは変わり得ます。
- ・利息計算にあたっては、現行の定期預金規定に従って、1年を365日として計算しています。

【仮設例1】5年物定期預金の場合

平成19年8月25日に350万円を適用年率1.5%の5年定期預金にお預け入れ

①お預け入れ日	②破綻日	③中途解約	④事業譲渡日(予定)	⑤満期日
H19.8.25	H22.9.10	H23.2.25	H23.4.25	H24.8.25

→1. 第二日本承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾し、満期日に払い戻しがなされる場合(満期解約)

$$\text{①～④までの利息(1.5\%適用)} + \text{④～⑤までの利息(0.04\%適用)} = \text{受取利息額}$$

(利息計算方法 : 元本×利率×預入日数÷365)

$$\text{約192,400円} + \text{約1,800円} = \text{約194,300円}$$

→2. 第二日本承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾せず、特例中途解約がなされる場合(特例中途解約)

$$\text{①～②までの利息(1.5\%適用)} = \text{受取利息額}$$

$$\text{約159,900円} = \text{約159,900円}$$

【ご参考】仮に特例中途解約の適用を受けず、例えば、平成23年2月25日に通常の中途解約がなされる場合(中途解約)

$$\text{①～③までの中途解約利息(適用年率の1/20適用)} = \text{受取利息額}$$

$$\text{約9,100円} = \text{約9,100円}$$

【仮設例2】3年物定期預金の場合

平成21年4月14日に350万円を適用年率1.4%の3年定期預金にお預け入れ

①お預け入れ日	②破綻日	③中途解約	④事業譲渡日(予定)	⑤満期日
H21.4.14	H22.9.10	H23.4.10	H23.4.25	H24.4.14

→1. 第二日本承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾し、満期日に払い戻しがなされる場合(満期解約)

$$\text{①～④までの利息(1.4\%適用)} + \text{④～⑤までの利息(0.04\%適用)} = \text{受取利息額}$$

(利息計算方法 : 元本×利率×預入日数÷365)

$$\text{約99,400円} + \text{約1,300円} = \text{約100,800円}$$

→2. 第二日本承継銀行に定期預金が引き継がれることを承諾せず、特例中途解約がなされる場合(特例中途解約)

$$\text{①～②までの利息(1.4\%適用)} = \text{受取利息額}$$

$$\text{約69,100円} = \text{約69,100円}$$

【ご参考】仮に特例中途解約の適用を受けず、例えば、平成23年4月10日に通常の中途解約がなされる場合(中途解約)

$$\text{①～③までの中途解約利息(適用年率の1/20適用)} = \text{受取利息額}$$

$$\text{約4,800円} = \text{約4,800円}$$

株式会社第二日本承継銀行の概要

1. 設立	金融庁長官の設立の決定に基づき(預金保険法第91条)、平成16年3月1日預金保険機構の出資により同機構の子会社として設立(同法第92条)。同年3月8日銀行業の免許取得。
2. 資本金	21億2千万円 [平成22年12月31日現在]
3. 株主	預金保険機構100%出資
4. 目的	金融機関の破綻に際して、その受皿となる救済金融機関が直ちに現れない場合に、金融整理管財人による管理下におかれた破綻金融機関の預金等(預金保険で保護されている預金等)や貸付債権等を引継ぎ、その業務の暫定的な維持・継続を図るとともに、再承継金融機関等を探し、事業譲渡等を行う事を主な目的としています(同法第2条第13項)。
5. 日本振興銀行との関係、その他	<p>平成22年9月10日に日本振興銀行株式会社(以下「振興銀行」といいます。)と事業譲渡に関する基本合意書を締結し、救済金融機関が現れない場合、同行の事業の一部を譲り受ける事を予定しています。</p> <p>金融庁長官は円滑な業務承継を図る観点及び株式会社第二日本承継銀行(以下「承継銀行」といいます。)の業務の健全かつ適切な運営を図る観点から、振興銀行から引き継ぐべき貸付債権等が承継銀行の保有する資産として適当であることを確認するとされています(同法第93条)。</p> <p>承継銀行の存続期限は、最初に業務を引継いだ破綻金融機関に対する管理を命ずる処分の日から原則2年以内(ただし1年の延長が可能)となっており(同法第96条)、平成24年9月10日(最長で平成25年9月10日)までとなります。</p>
6. 役員	[平成22年12月31日現在] 取締役 3人 監査役 3人 (うち非常勤2人)
7. 所在地	本店 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号 新有楽町ビルディング9階